

## 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の受検要件等について

### 1 濃厚接触者の受検要件

保健所等から新型コロナウイルスの濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている場合は受検できない。ただし、次のア～エを満たす場合受検することができる。

- ア 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること。なお、自治体の判断により、濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合は、無症状であれば受検可とする。
- イ 実施日当日も無症状であること
- ウ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて会場高等学校に行くこと
  - ※自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、感染防止対策を徹底しているタクシー等を予約して利用することは可能
- エ 終日、別室で受検すること

### 2 濃厚接触者の受検手続き

上記1の受検要件を満たし、3月2日、3日の入学者選抜の受検を希望する志願者がいた場合は、次の手続きをする。

- (1) 提出様式  
（様式14-2）「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者受検願」
- (2) 提出先  
志願先高等学校長
- (3) 提出期限  
令和5年3月1日（水）午後3時  
※ただし、提出期限以降に受検を希望する生徒があった場合、速やかに在籍する中学校長から志願先高等学校長に願い出て、指示を受ける。  
※提出後、受検要件を満たさなくなった場合は、速やかに中学校長から志願先高等学校長に連絡する。
- (4) 留意事項  
濃厚接触者の受検要件等について、判断に迷う場合は、中学校長から志願先高等学校長に相談する。